

OSAKA外国人材受入促進・共生推進協議会 設置要綱

(目的)

第1条 官民の関係団体の情報共有・相互連携等を行い、外国人材の受入促進と共生推進を図るため、「OSAKA外国人材受入促進・共生推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会においては、次の事項を所掌する。

- (1) 外国人材の受入促進に関すること
- (2) 外国人との共生推進に関すること
- (3) その他目的を達成するために必要な事項に関すること

(組織及び会議)

第3条 協議会は、別表1に掲げる団体により組織する。

- 2 協議会に、会長及び副会長を置く。会長は、大阪府副知事の職にあるものもって充てる。副会長は、大阪市副市長の職にある者、大阪商工会議所の副会頭の職にある者、公益社団法人関西経済連合会の副会長の職にある者、一般社団法人関西経済同友会の理事の職にある者をもって充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げる団体を代表する者をもって充てる。
- 4 会議は、会長が招集し、主催する。
- 5 会長は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(事務局)

第4条 協議会の事務局は、大阪府及び大阪出入国在留管理局に置く。

(ワーキンググループ)

第5条 協議会に、個別の事項ごとに協議、情報共有等を行うため、以下のワーキンググループを置く。

- (1) 受入促進に関するワーキンググループ
- (2) 共生推進に関するワーキンググループ

(ワーキンググループの組織及び会議)

第6条 受入促進に関するワーキンググループは、別表2に掲げる団体により組織する。共生推進に関するワーキンググループは、別表3に掲げる団体に

より組織する。

- 2 ワーキンググループに、リーダーを置く。受入促進に関するワーキンググループのリーダーは、大阪府商工労働部商工労働総務課長の職にある者をもって充てる。共生推進に関するワーキンググループのリーダーは、大阪府府民文化部府民文化総務課長の職にある者をもって充てる。
- 3 受入促進に関するワーキンググループの委員は、別表2に掲げる団体から推薦のあった者を充てる。共生推進に関するワーキンググループの委員は、別表3に掲げる団体から推薦のあった者を充てる。
- 4 会議は、リーダーが招集し、主催する。
- 5 リーダーは、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(ワーキンググループの事務局)

第7条 ワーキンググループの事務局は、大阪府に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附 則)

この要綱は、令和4年9月 日から施行する。

別 表1（第3条関係）

団体名
大阪府
大阪市
大阪府市長会
大阪府町村長会
大阪出入国在留管理局
大阪労働局
近畿厚生局
近畿農政局
近畿経済産業局
近畿地方整備局
近畿運輸局
大阪航空局
大阪商工会議所
公益社団法人関西経済連合会
一般社団法人関西経済同友会
日本労働組合総連合会大阪府連合会
公益財団法人大阪産業局
公益財団法人大阪観光局
日本貿易振興機構（ジェトロ）大阪本部
外国人技能実習機構大阪事務所

別 表2 (第6条関係)

団体名
大阪府
大阪市
大阪出入国在留管理局
大阪労働局
近畿厚生局
近畿農政局
近畿経済産業局
近畿地方整備局
近畿運輸局
大阪航空局
大阪商工会議所
公益社団法人関西経済連合会
一般社団法人関西経済同友会
日本労働組合総連合会大阪府連合会
公益財団法人大阪産業局
公益財団法人大阪観光局
日本貿易振興機構（ジェトロ）大阪本部
外国人技能実習機構大阪事務所
公益財団法人国際人材協力機構大阪駐在事務所

別 表3 (第6条関係)

団体名
大阪府
大阪市
大阪府市長会
大阪府町村長会
大阪出入国在留管理局
公益財団法人大阪府国際交流財団
公益財団法人大阪国際交流センター